○**総務省令第八号**

放送法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十三号）の施行に伴い、及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の規定に基づき、基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月十日

総務大臣　高市　早苗

基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令

基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成二十七年総務省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～二十三　略］ 二十四　広域放送　放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）別表第五号（注）八に規定する広域放送をいう。 二十五　県域放送　放送法施行規則別表第五号（注）九に規定する県域放送をいう。 二十六　コミュニティ放送　放送法施行規則別表第五号（注）十に規定するコミュニティ放送をいう。 二十七　外国語放送　放送法施行規則別表第五号（注）十一に規定する外国語放送をいう。 （通則） **第八条**　法第九十三条第一項第五号ただし書（法第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の総務省令で定める場合は、申請者等（二以上の者が申請者に対して支配関係を有する場合にあっては、当該二以上の者ごとの申請者等）が次の各号のいずれにも適合する場合（当該申請者等が認定放送持株会社等である場合にあっては、当該認定放送持株会社等が次の各号のいずれにも適合する場合又は当該認定放送持株会社等に係る認定放送持株会社が次条各号のいずれにも適合する場合）	（定義） **第二条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～二十三　同上］ 二十四　広域放送　放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）別表第五号（注）七に規定する広域放送をいう。 二十五　県域放送　放送法施行規則別表第五号（注）八に規定する県域放送をいう。 二十六　コミュニティ放送　放送法施行規則別表第五号（注）九に規定するコミュニティ放送をいう。 二十七　外国語放送　放送法施行規則別表第五号（注）十に規定する外国語放送をいう。 （通則） **第八条**　法第九十三条第一項第四号ただし書（法第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の総務省令で定める場合は、申請者等（二以上の者が申請者に対して支配関係を有する場合にあっては、当該二以上の者ごとの申請者等）が次の各号のいずれにも適合する場合（当該申請者等が認定放送持株会社等である場合にあっては、当該認定放送持株会社等が次の各号のいずれにも適合する場合又は当該認定放送持株会社等に係る認定放送持株会社が次条各号のいずれにも適合する場合）

とする。ただし、基幹放送の普及及び健全な発達のため特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。 ［一～十　略］ （認定放送持株会社であって総務省令で定めるもの） **第九条**　法第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第九十三条第一項第五号ハの認定放送持株会社であって総務省令で定めるものは、次の各号のいずれにも適合する認定放送持株会社とする。ただし、基幹放送の普及及び健全な発達のため特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。 ［一～五　略］	とする。ただし、基幹放送の普及及び健全な発達のため特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。 ［一～十　同上］ （認定放送持株会社であって総務省令で定めるもの） **第九条**　法第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第九十三条第一項第四号ハの認定放送持株会社であって総務省令で定めるものは、次の各号のいずれにも適合する認定放送持株会社とする。ただし、基幹放送の普及及び健全な発達のため特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。 ［一～五　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、放送法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年三月三十一日）から施行する。

○**総務省令第九号**

放送法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十三号）の施行に伴い、及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十三条第一項第四号の規定に基づき、衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準を次のように定める。

令和二年三月十日

総務大臣　高市　早苗

衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準

（目的）

第一条　この省令は、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号。以下「法」という。）第九十三条第一項第四号の規定に基づき、衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この省令において使用する用語は、法、放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）、電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）及び基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成二十七年総務省令第二十六号）において使用する用語の例による。

（基準）

第三条　放送衛星業務用の周波数を使用する衛星基幹放送の業務を行い、又は行おうとする者が、次の表の上欄に掲げる伝送方式により同表の中欄に掲げるテレビジョン放送を行う場合における当該業務に係る周波数の使用に関する基準は、スロット（広帯域伝送方式によるものについては、デジタル放送の標準方式第五十三条第一項に規定するスロットをいい、高度広帯域伝送方式によるものについては、デジタル放送の標準方式第六十条第一項に規定するスロットをいう。以下同じ。）の数（放送大学学園が行うテレビジョン放送にあっては、当該テレビジョン放送と併せて行う超短波放送に使用するスロットの数を含む。）が同表の下欄に掲げるスロットの数を超えないこととする。